

長野県競技力向上対策本部 見積公告・業務委託等説明書

業務名	令和7年度長野県競技力向上対策本部関係会議の音声データ反訳業務		
予算執行者	長野県競技力向上対策本部本部長		
契約種類	委託契約		
契約種別	単価契約		
履行期間	契約締結日から令和8年3月31日（火）まで		
納入場所	長野県競技力向上対策本部事務局（観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局競技力向上対策課内）		
契約方法	随意契約		
見積書提出期限	令和7年5月23日（金） 正午		
見積書提出場所	長野県競技力向上対策本部事務局（観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局競技力向上対策課内）		
本件に係る照会先	長野県競技力向上対策本部事務局（観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局競技力向上対策課内）		
参加資格	次のいずれにも該当する者であること。 1 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと 2 公募型見積合わせへの参加を禁止されたものでないこと 3 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がA、B又はCに区分されている者であること。 4 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。 5 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。		
説明会	開催しない。		
技術資料等の提出内容	提出を求めない。		
その他	1 指定の見積書様式にて提出をすること。 2 見積り合わせには見積り合わせ参加者の立会いを求めない。		
仕 様 書			
1 発注案件は「令和7年度競技力向上対策本部関係会議予定日及び会議時間」のとおり。 2 仕様の詳細は「反訳業務仕様書」のとおり。			
品名／規格		時間	備 考
令和7年度長野県競技力向上対策本部関係会議の音声データ反訳業務		1,110分	諸経費（郵送等）を含む。

令和 7 年度競技力向上対策本部関係会議
予定日及び会議時間

	月	会議時間	(分)
1	5月	0時間	0
2	6月	3.5時間	210
3	7月	0時間	0
4	8月	2時間	120
5	9月	0時間	0
6	10月	0時間	0
7	11月	4時間	240
8	12月	1.5時間	90
9	1月	0時間	0
10	2月	2時間	120
11	3月	5.5時間	330
		18.5時間	1110

※日時は変更となる可能性があります

請 書

下記の条件により相違なく契約を履行します。

記

- 1 契約の目的となる給付内容 令和7年度長野県競技力向上対策本部関係会議の音声データ反訳業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)
- 3 納入場所 長野県競技力向上対策本部事務局
(観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局競技力向上対策課内)
- 4 契約金額 単価契約 1分あたり 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 契約予定総額 円(税込)に対し、
金 円とし、この契約を履行できないときは、
違約金として納付します。
- 6 その他の事項については指示に従います。

令和7年5月23日

長野県競技力向上対策本部
本部長 阿部 守一 様

住 所
法 人 名
代表者職・氏名

印

反訳業務仕様書

- 1 業務は、令和7年度に開催される競技力向上対策本部関係会議について、長野県競技力向上対策本部 本部長 阿部 守一（以下「発注者」という。）が提供する対策本部関係会議に係る音声データ（以下「音声データ」という。）の反訳（以下「音声データ反訳」という。）とする。
- 2 対策本部関係会議の開催予定及び音声データ反訳の発注見込時間は「令和7年度競技力向上対策本部関係会議予定日及び会議時間」のとおりである。なお、発注は、対策本部関係会議を開催することに行う。
- 3 受注者は発注者から音声データ（CD、その他電子データファイル）を受け取り、対策本部関係会議ごとの反訳原稿データ（Microsoft wordで作成されたdoc又はdocxファイル形式：A4縦版、横書き、11ポイント、40×40字）を発注者に電子メールにより納品する。
- 4 契約期間は契約締結日から令和8年3月31日の期間とする。
- 5 納品は契約期間中において発注者から発注があるごとに、その都度発注者の指定する日までに成果品を納入するものとする。
- 6 反訳する際は、以下の点を遵守すること。
 - (1) 反訳の用語については、音声データとともに提供する関係資料等を参照し、正確に反訳を行うこと。
 - (2) 音声に不明瞭な箇所がある等の原因によって、文字化することが困難な場合は、該当箇所及び該当箇所に想定される字数を空白（ブランク）とし納品する。
 - (3) 四文字熟語、外来語等で意味が分かりにくい文字については、当該文字の後に注釈を付けることとする。
 - (4) 反訳する際には「平成22年内閣告示第2号」で定める常用漢字を使用すること。漢字表記できるものは原則的に全て漢字表記とし、常用漢字でない漢字は使用しないこと。また、公用文の表記ルールに則った反訳をすること。
- 7 音声データ及び関係資料は、対策本部で受領するものとする。なお、受領に係る費用、成果品の納入に係る費用及び受領した音声データ等の返却に係る費用は受注者の負担とする。
- 8 契約代金は、次により算出した額に、100分の110を乗じて算出する。（1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）
 - (1) 契約単価に発注者が指定する時間数を乗じる。
 - (2) 時間の計算は1分単位で計算する。（1分未満は切り捨てる。）
 - (3) 代金は、発注ごとに計算する。
- 9 業務の執行にあたっては、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（平成30年2月厚生労働省改定）を遵守すること。
- 10 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護のために別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(秘密の保持)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するように監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

(教育及び研修の実施)

第6 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。））に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

第8 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第11 受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。

3 受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

第12 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査又は調査)

第13 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(契約の解除)

第14 委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。